

日本学生支援機構 貸与奨学金緊急・応急採用及び 給付奨学金家計急変採用の申込について

下記のとおり災害に遭った世帯の学生で日本学生支援機構の奨学金を希望する学部1・2年生は、学生支援課経済支援係（教育学生総合支援センター1階④番窓口）まで申し出てください。

（学部3年生以上・大学院学生は、所属学部・研究科の奨学金担当係へ申し出てください。）

記

1. 対象者

下記災害救助法適用地域の世帯の学生

2. 災害内容、災害救助法適用地域及び適用日

災害	災害救助法適用地域	適用日
令和2年7月3日からの大雨による災害	【山形県】 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、東置賜群高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町、東田川郡三川町、東田川郡庄内町	令和2年 7月 4～28日

【長野県】

松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町

【岐阜県】

高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市

【島根県】 江津市

【福岡県】

大牟田市、八女市、みやま市、久留米市

【佐賀県】 鹿島市

【熊本県】

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町

【大分県】

日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

【鹿児島県】

阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、曾於郡大崎町

<p>令和2年台風第14号に伴う災害</p>	<p>【東京都】 島しょ三宅村、島しょ御蔵島村</p>	<p>令和2年 10月10日</p>
<p>令和2年12月16日からの大雪による災害</p>	<p>【新潟県】 南魚沼市、南魚沼郡湯沢町</p>	<p>令和2年 12月17日</p>
<p>令和3年1月7日からの大雪による災害</p>	<p>【秋田県】 横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村 【新潟県】 長岡市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、柏崎市 【福井県】 福井市、あわら市、坂井市、大野市、勝山市 【富山県】 砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市</p>	<p>令和3年 1月 7～10日</p>
<p>令和3年福島県沖を震源とする地震による災害</p>	<p>【福島県】 福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町</p>	<p>令和3年 2月13日</p>

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生も、適用地域に準じて取り扱われます。

【奨学金の種類等】

① 緊急採用 ⇒ 第一種奨学金（無利子）

- ◆貸与始期：災害救助法適用日の属する月以降で申込者が希望する月
- ◆貸与終期：当該年度末。ただし、「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより翌年度末まで貸与継続が可能です。その後も年度末ごとに同様の継続手続きを行うことで、修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。

◆貸与月額：

課 程	貸与月額
学 部	<平成 30 年度以降入学者>
	20,000 円・30,000 円（※通学区分にかかわらず選択可）
	45,000 円（自宅）・40,000 円（自宅外）・51,000 円（自宅外）
	<平成 29 年度以前入学者>
	30,000 円（※通学区分にかかわらず選択可）
	45,000 円（自宅）・51,000 円（自宅外）

② 応急採用 ⇒ 第二種奨学金（有利子）

- ◆貸与始期：当該年度 4 月以降で申込者が希望する月
- ◆貸与終期：修業年限の終了月まで
- ◆貸与月額：

課 程	貸与月額
学 部	20,000 円から 120,000 円までの 1 万円単位の金額の中から選択

③ 家計急変採用（給付奨学金）

- ◆対象：学部学生で下表（家計急変事由 D）に該当する学生
- ◆給付始期：随時（家計急変事由発生日から 4 ヶ月目以降）
- ◆給付終期：修業年限の終了月まで
- ◆給付月額：

区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200 円（33,300 円）	66,700 円
第Ⅱ区分	19,500 円（22,200 円）	44,500 円
第Ⅲ区分	9,800 円（11,100 円）	22,300 円

※生活保護（扶助種別不問）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人はカッコ内の金額

急変事由

D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であつて、次のいずれかに該当

① 家計急変の事由 A～C のいずれかに該当

A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡

B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難

C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業※の場合に限る。）

② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

※「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、次の離職理由コードに該当する場合をいいます。

1A (11)	解雇（3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む）
1B (12)	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A (21)	雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約(1年未満)を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき）
2B (22)	倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C (23)	期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合）
3A (31)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B (32)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C (33)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 か月以上）
3D (34)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 か月未満）